

沖縄県立芸術大学大学院音楽芸術研究科委員会規程
(平成6年3月18日評議会決定)

改正 平成14年4月25日
平成19年4月26日
平成28年2月22日
平成31年1月31日 学長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則（平成5年沖縄県規則第35号）第5条第3項の規定に基づき、沖縄県立芸術大学大学院音楽芸術研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 研究科委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科を担当する教授

2 前項に規定するもののほか、研究科委員会が必要と認めたときは、研究科を担当する准教授又は専任の講師を加えることができる。

(所掌事項)

第3条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
 - (2) 学位の授与に関すること。
- 2 研究科委員会は、前項各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要な次に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 研究科長の候補者選出に関すること。
 - (2) 研究科担当教員の選考に関すること。
 - (3) 専攻の設置等に関すること。
 - (4) 教育課程、履修方法及び課程修了の要件に関すること。
 - (5) 研究科予算の編成及び配分に関すること。
 - (6) 学生の再入学、転入学、転学、留学、休学、復学、退学及び除籍に関すること。
 - (7) 学生の厚生補導に関すること。
 - (8) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
 - (9) 特別聴講学生、特別研究生、研究生、科目等履修生、委託生及び外国人学生に関すること。

3 研究科委員会は、前2項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議の招集及び議長)

第4条 研究科委員会は、研究科長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の要求があったときは、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、構成員のうちからあらかじめ、研究科長が指名した者がその職務を代行する。

(会議の定足数及び表決方法)

第5条 研究科委員会は、構成員（出張、研修、休職、休暇、その他の理由により不在が公に確認された者を除く。）の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 研究科委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号の審議については、出席者の3分の2以上をもって決する。

(意見の聴取)

第6条 研究科委員会は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事録)

第7条 研究科委員会は、議事録を備え、会議の日時、出席者、議事日程及び議決の要旨その他必要な事項を記載する。

2 議事録は、研究科長が保管し、構成員の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

(庶務)

第8条 研究科委員会の庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則（平成6年3月18日評議会）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月26日評議会）

この規程は、平成19年4月26日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成28年2月22日評議会）

この規程は、平成28年2月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月31日学長決裁）

この規程は、平成31年1月31日から施行する。